

令和4年度青森県中小企業等事業再構築促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、ウィズコロナ・ポストコロナ時代の経済社会の変化に対応するために県内中小企業等が国の「中小企業等事業再構築促進事業（通常枠）」を活用して行う新分野展開、業態転換、事業再編等の取組を行う者に対し、当該事業に要する経費について、予算の範囲内において、中小企業等事業再構築促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱により必要な事項を定める。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県内中小企業等 県内に本社所在地又は事業所（個人事業者の場合は住民票に記載の住所）を有する者であつて、国補助金の補助事業者となる中小企業者で中堅企業に該当しない者。
- (2) 国補助金 国が令和2年度第3次補正予算及び令和3年度第3次補正予算で計上した「中小企業等事業再構築促進事業（中小企業（通常枠）に限る。）」で実施する補助金をいう。

(補助事業・補助対象経費及び補助率等)

第3 第1に規定する補助金の対象となる補助事業者、補助対象経費、補助率及び補助上限額は、次の各号のとおりとする。

(1) 補助事業

令和3年度又は令和4年度に国補助金における国の交付決定を受け、令和4年度に国の確定通知を受ける県内中小企業者等が実施する事業であつて、県が推進する戦略等に基づく以下の支援重点分野のいずれかに該当すること。

- ①エネルギー関連事業
- ②農工ベストミックス型事業
- ③医療・健康福祉関連事業
- ④次世代環境自動車関連事業
- ⑤知的財産を活用した企業経営に取り組む事業
- ⑥外貨獲得に向け、輸出をはじめとした海外ビジネス展開を図る事業
- ⑦観光客等交流人口の増加に伴う経済効果の県内への波及に資すると認められる事業
- ⑧上記以外で知事が必要と認める事業

(2) 補助対象経費

国補助金における採択を受けた公募回次の公募要領に準じる。

(3) 補助率

国補助金において認められた経費の1/2以内

(4) 補助上限額

750万円

(予備申請)

第4 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、国補助金の採択を受けた後、予備申請書（第1号様式）及び添付書類を提出し、補助事業の確認を受けなければならない。

2 予備申請書（第1号様式）に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 国補助金の採択通知の写し

(2) 事業計画書、確定申告書、勘定科目残高一覧表、決算書、認定支援機関による確認書、国の補助額が3千万円を超える場合は金融機関による確認書等、国補助金の申請にあたり国へ提出した書類の写し一式

3 第1項及び第2項の提出期限は、令和5年2月15日までとする。

(補助金交付の申請、実績報告及び提出期限)

第5 規則第3条1項に規定する申請書は、補助金交付申請書（第2号様式）によるものとし、第4に規定する補助事業の確認を受けた補助事業者は、国補助金の額確定通知を受けた後、同申請書及び添付書類を提出しなければならない。なお、規則第12条に規定する実績報告は、補助金交付申請書の提出をもって報告したものとみなす。

2 規則第3条2項及び第3項に規定する関係書類は、次のとおりとする。

(1) 国補助金の額の確定通知書の写し

(2) 国補助金の交付決定書の写し

(3) 実績報告書等、国補助金の交付決定及び額の確定にあたり国へ提出した書類の写し一式

(4) 第4に規定する補助事業の確認を受けたことを証する書類

(5) 国補助金の交付決定を受けた後、事業の経費の配分若しくは内容を変更した場合は、当該変更に係る国の承認を証する書類の写し一式

3 第1項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

4 第1項及び第2項の書類の提出期限は、令和5年2月28日までとする。

(交付決定の通知)

第6 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、及び必要に応じて現地等を調査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、すみやかに補助金の交付決定及び補助金額の確定を行い、補助事業者に通知するものとする。

(申請の取下げの期日)

第7 規則第7条第1項の規定による補助金交付申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日とする。

(補助金の精算払)

第8 補助事業者が補助金の精算払を受けようとするときは、第5の規定により申請し、額の確定を受けた後、補助金精算払請求書(第3号様式)を知事に提出するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第6の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 補助事業者が、暴力団排除に関する誓約事項(第8号様式)に違反した場合
- (6) 国補助金請求後に何らかの事由により国補助金が支払われなかった場合
- (7) 交付決定取り消し等に伴う国補助金の返還又は国補助金相当額の納付を行った場合

2 知事は、前項の取消し、又は変更をした場合において、既に当該取消し、又は変更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第10 補助事業者は、規則第6条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあつては、この限りでない。

2 知事が規則第13条の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が知事に対し、民法(明治29年法律第89号)第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) 知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、県が支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(処分の制限を受ける財産)

第11 規則第19条第4号及び第5号の規定により処分の制限を受ける財産は、1件の取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

(処分の制限を受ける期間)

第12 規則第19条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第4号様式）を提出するものとする。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部について、その返還を請求するものとする。

(産業財産権等に関する報告)

第14 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権または商標権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業期間内に出願もしくは取得した場合またはそれを譲渡し、もしくは実施権等を設定した場合には、遅滞なくその旨記載した産業財産権等取得等届出書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(収益納付)

第15 知事は、収益納付に係る報告書（第6号様式）により、補助事業者が当該補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業の実施により収益が生じたと認めるときは、補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができるものとする。

(帳簿の整理等)

- 第16 補助事業者は、補助事業にかかる収支を記載した帳簿を設けるとともに、その証拠となる書類を整備し、補助金の交付に係る年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
- 2 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（規則第19条に規定するものに限る。以下同じ。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。
- 3 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について財産管理台帳（第7号様式）その他関係書類を第12に規定する期間、整備保管すること。
- 4 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分したことにより収入があった場合には、知事の定めるところにより、その収入の全部又は一部を県に納付すること。

(情報管理及び秘密保持)

- 第17 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。
- 2 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(暴力団排除に関する誓約)

- 第18 補助事業者は、暴力団排除に関する誓約事項（第8号様式）について補助金の交付申請前に確認しなければならず、予備申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

- 第19 この要綱に定めるもののほか、補助事業に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月11日から施行し、令和4年4月1日から適用する。